

新たな情報通信技術戦略 工程表 (抜粋)

新たな情報通信技術戦略 工程表

1. 目的

工程表は、「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月 11 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）の実現に向けて、期限を区切って、施策担当府省の具体的取組を明記し、各府省連携が必要な施策においては、個々の役割分担と達成すべき事項を明確化することを目的とする。

2. 構造

「新たな情報通信技術戦略」に記載された具体的取組（参考）ごとに、30 の工程表を作成している。

工程表は、重点施策の実現に向けて求められる各府省の具体的取組を年度展開として示すとともに、各府省連携の在り方を明確に記述している。

また、各府省の役割を明確化するため、工程表には、短期（2010 年、2011 年）、中期（2012 年、2013 年）、長期（2014 年以降）ごとに求められる各府省の具体的な取組を記載した資料（「各府省の取組」）を添付している。

(参考) 具体的取組名一覧

1. 国民本位の電子行政の実現

(1) 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化

- i) これまでの情報通信技術投資の総括とそれを教訓とした行政刷新
- ii) 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定
- iii) 行政ポータル抜本的改革と行政サービスへのアクセス向上
- iv) 国民ID制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備
- v) 政府の情報システムの統合・集約化
- vi) 全国共通の電子行政サービスの実現
- (vii) 「国と地方の協議の場」の活用

(2) オープンガバメント等の確立

- i) 行政情報の公開、提供と国民の政策決定への参加等の推進
- ii) 行政機関が保有する情報の活用

2. 地域の絆の再生

(1) 医療分野の取組

- i) 「どこでもMY病院」構想の実現
- ii) シームレスな地域連携医療の実現
- iii) レセプト情報等の活用による医療の効率化
- iv) 医療情報データベースの活用による医薬品等安全対策の推進

(2) 高齢者等に対する取組

- i) 高齢者等に対する在宅医療・介護、見守り支援等の推進
- ii) 高齢者、障がい者等に優しいハード・ソフトの開発・普及
- iii) テレワークの推進

(3) 教育分野の取組

(4) 地域主権と地域の安心安全の確立に向けた取組

- i) 地域の活性化
- ii) 災害・犯罪・事故対策の推進

3. 新市場の創出と国際展開

(1) 環境技術と情報通信技術の融合による低炭素社会の実現

- i) スマートグリッドの推進と住宅やオフィスの低炭素化
- ii) 人・モノの移動のグリーン化の推進
- iii) 情報通信技術分野の環境負荷軽減

(2) 我が国が強みを持つ情報通信技術関連の研究開発等の推進

(3) 若い世代の能力を活かした新事業の創出・展開

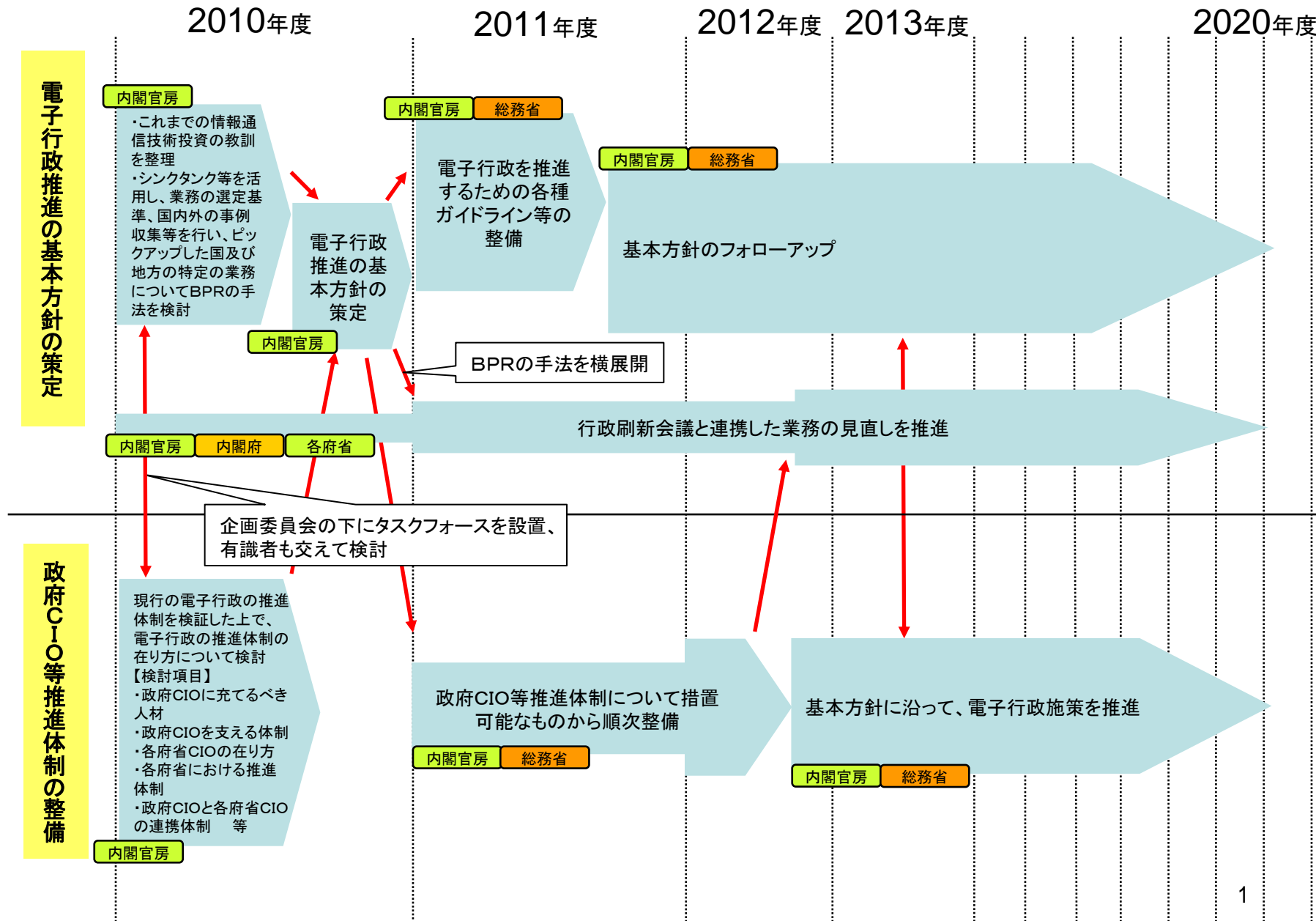
- i) デジタルコンテンツ市場の飛躍的拡大
- ii) 空間位置情報サービスその他の電子情報を活用した新市場の創出
- iii) 高度情報通信技術人材等の育成

(4) クラウドコンピューティングサービスの競争力確保等

(5) オールジャパンの体制整備による国際標準の獲得・展開及び輸出・投資の促進

- i) アジア太平洋地域内の取組
- ii) 国際物流における貨物動静共有ネットワークの構築
- iii) 情報通信技術グローバルコンソーシアムの組成支援
- iv) 情報通信技術による公共調達市場の拡大

これまでの情報通信技術投資の総括とそれを教訓とした行政刷新 工程表



1. (1) i)

これまでの情報通信技術投資の総括とそれを教訓とした行政刷新

短期 (2010 年、2011 年)

○電子行政推進の基本方針を策定する。

内閣官房：企画委員会の下にタスクフォースを設置し、総務省の協力を得つつ以下の事項を中心に検討を行い、2010 年度内に電子行政推進の基本方針を策定

- ①これまでの情報通信技術投資の教訓を整理
- ②シンクタンク等を活用し、業務の選定基準、BPRの国内外の事例収集等を行い、ピックアップした国及び地方の特定の業務についてBPRの手法を検討
- ③現在の電子行政の推進体制を検証した上で、政府CIOに充てるべき人材、政府CIOを支える体制、各府省CIOの在り方、各府省における推進体制、政府CIOと各府省CIOの連携体制等電子行政の推進体制の在り方についても検討

内閣官房、総務省：電子行政推進の基本方針策定を踏まえ、電子行政を推進するためのガイドライン等の整備

○業務の見直しを推進する。

内閣官房、内閣府：総務省の協力を得ながら、行政刷新会議と連携して業務の見直しを推進

各府省：業務の見直しを実施

○政府CIO等電子行政の推進体制を整備する。

内閣官房、総務省：電子行政推進の基本方針に基づき、政府CIO等電子行政の推進体制を措置可能なものから順次整備

中期 (2012 年、2013 年)

○電子行政を推進する。

内閣官房、総務省：電子行政推進の基本方針に従い電子行政施策を推進。また、基本方針のフォローアップを行い、必要に応じて見直しを実施

○業務の見直しを推進する。

内閣官房、内閣府：総務省の協力を得ながら、BPRの手法を横展開しつつ、行政刷新会議と連携して業務の見直しを推進

各府省：引き続き、業務の見直しを実施

○政府CIO等電子行政の推進体制を整備する。

内閣官房、総務省：電子行政推進の基本方針に基づき、政府CIO等電子行政の推進

体制を措置可能なものから順次整備

長期（2014年～2020年）

○電子行政を推進する。

内閣官房、総務省：電子行政推進の基本方針に従い電子行政施策を推進。また、基本方針のフォローアップを行い、必要に応じて見直しを実施

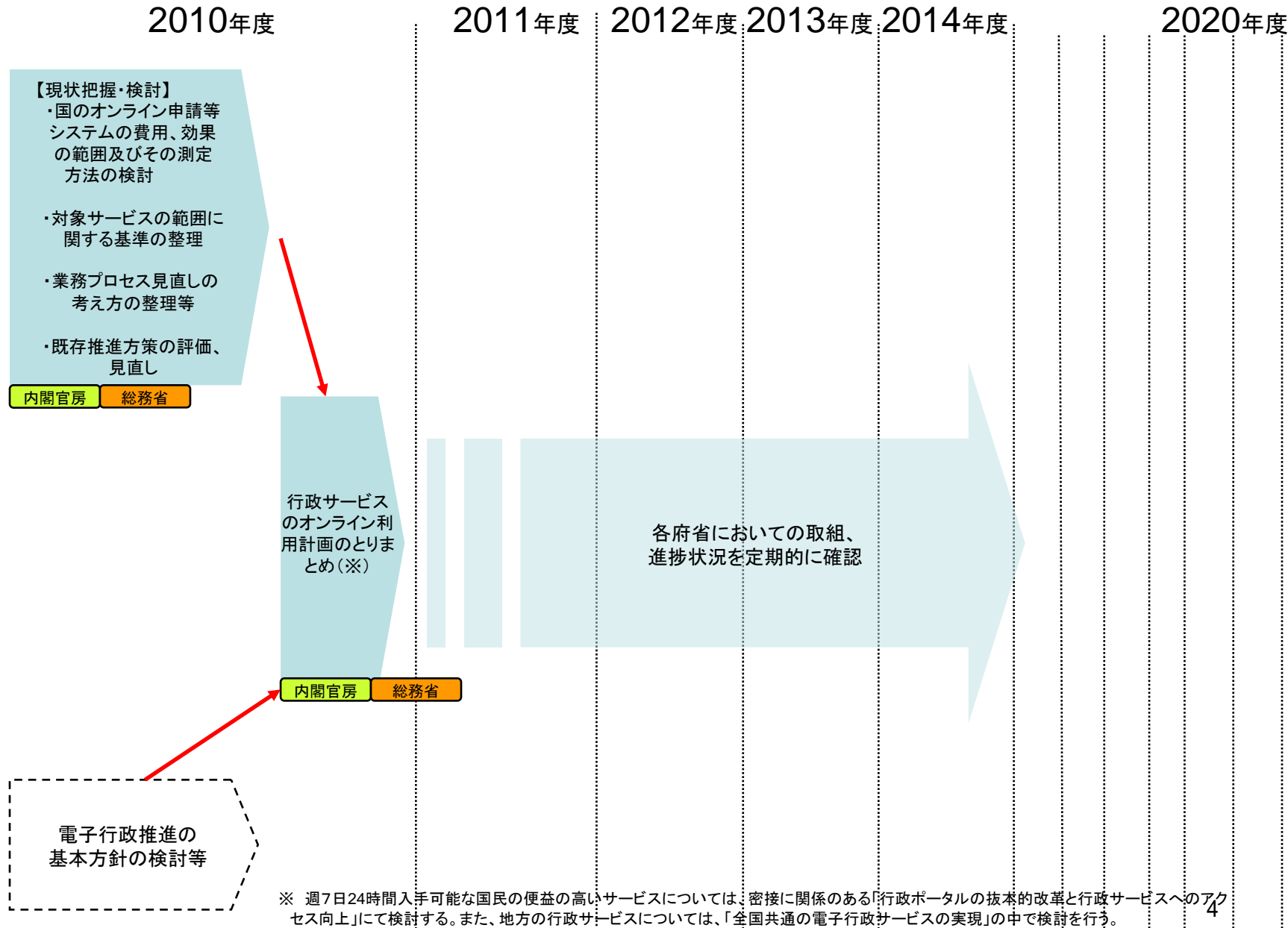
○業務の見直しを推進する。

内閣官房、内閣府：引き続き、総務省の協力を得ながら、BPRの手法を横展開しつつ、行政刷新会議と連携して業務の見直しを推進

各府省：引き続き、業務の見直しを実施

行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定 工程表

行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定



1. (1) ii)

行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定

短期 (2010 年、2011 年)

○行政サービスのオンライン利用計画をとりまとめる。

内閣官房： 有識者を含む検討体制を設置、総務省を始めとする各府省の協力を得つつ、2010 年度中に検討及びとりまとめ

総務省： 2010 年度中に利用状況、費用等に関する国の行政サービスのオンライン利用に関する現状の把握、費用対効果の考え方の整理・業務プロセスの見直しの推進等に関するノウハウの提供及び検討・とりまとめへの協力

※週 7 日 24 時間入手可能な国民の便益の高いサービスについては、密接に関係のある「行政ポータル抜本的改革と行政サービスへのアクセス向上」にて検討する。
また、地方の行政サービスについては、「全国共通の電子行政サービスの実現」の中で検討を行う。

行政ポータルへの抜本的改革と行政サービスへのアクセス向上 工程表

2010年度

2011年度

2012年度

2013年度

2014年度

2020年度

利用頻度、国民の便益が高い行政サービスの週7日24時間
オンライン又はオフライン利用(例：行政キオスク端末)の実現

ロードマップ策定に向けた検討

- 【検討項目】
- コンビニ証明書交付サービス等の普及推進
 - ニーズ、費用対効果の検討を踏まえ行政キオスク端末のサービスメニューや取得可能な証明書の拡充
 - 利用頻度、利便性の高い行政サービスの自宅等からの週7日24時間のオンライン利用

内閣官房

2010年度中にサービス拡大のためのロードマップを策定(※1)

2013年度までに国民の50%以上が利用可能

2020年度までに週7日24時間ワンストップサービスの実現

オフライン
(例：行政キオスク端末)
サービスの整備

- コンビニ証明書交付サービス等の普及推進
- ニーズ、費用対効果等を踏まえ取得できる証明書の拡充(例：住民票、印鑑証明、戸籍謄抄本等)

内閣官房 総務省 法務省他

- 行政キオスク端末のサービスメニュー(申請手続機能等)や設置場所の検討
- 行政キオスク端末の仕様・標準化検討

内閣官房 総務省 経済産業省他

行政キオスク端末の導入
〔コンビニ、郵便局、行政機関等〕

2020年までに申請手続や証明書入手を、必要に応じ、週7日24時間ワンストップで行えるように順次施策を拡大、推進

行政サービスのワンストップ化等の実現に向けては、「全国共通の電子行政のサービスの実現」の検討も踏まえながら推進する。

オンライン
サービスの整備

- ニーズ、費用対効果を踏まえた上でオンライン化されていない行政サービスや利用時間に制限のある行政サービスの週7日24時間オンラインサービスの推進

- 携帯電話、デジタルテレビ等から行政サービスへのアクセス方式の検討・実証
- 自宅等でオンラインによる証明書入手の検討(セキュリティ対策等)

内閣官房 総務省 各府省

検討結果を踏まえた措置の実施
(システム開発、導入等)

e-Govの
利便性向上

オンライン利用に関する計画を踏まえ、利便性向上施策の推進(順次)

総務省

公的個人認証
サービスの利便性向上
用途拡大(※2)

利便性向上・用途拡大の検討

総務省

検討内容を
踏まえた実証実験

制度改正等

公的個人認証サービスの
利便性向上・用途拡大

※1 ロードマップの策定及び施策の実施は、「国民ID制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備」「全国共通の電子行政サービスの実現」と連携しながら推進する。
 ※2 公的個人認証サービスの利便性向上等の施策は、「国民ID制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備」と連携しながら推進する。

1. (1) iii)

行政ポータルの抜本的改革と行政サービスへのアクセス向上

短期 (2010 年、2011 年)

- 2020 年までに、国民生活に密接に関係する主要な申請手続や証明書（例：住民票、印鑑証明、戸籍謄抄本等）入手を、週 7 日 24 時間、ワンストップで行えるようにするためのロードマップを 2010 年度中に策定する。

内閣官房：事務局として、サービス拡大のためのロードマップをとりまとめ

総務省、法務省、経済産業省等の協力を得て、以下の取組を実施

- ・国民のニーズや費用対効果の検討を踏まえた上で、サービス拡充（取得可能な証明書の拡充等）に向けた業務・制度面の検討
- ・行政キオスク端末のサービスメニューや設置場所の検討
- ・行政キオスク端末の仕様・標準化等の検討
- ・利用頻度、利便性の高い行政サービスの自宅等からの週 7 日 24 時間のオンライン利用の検討

総務省：

- ・コンビニにおける証明書交付サービスの普及推進
- ・携帯電話、デジタルテレビ等から行政サービスへのアクセス方式の検討・実証

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の利便性向上に係る施策を推進する。

総務省：

- ・2010 年度以降、オンライン利用に関する計画を踏まえ、e-Gov の利便性向上に係る施策の推進

- 公的個人認証サービスの利便性向上・用途拡大のための検討を行う。

総務省：

- ・2010 年度、公的個人認証サービスの利便性向上・用途拡大のための検討

中期 (2012 年、2013 年)

- 郵便局や行政機関等に行政キオスク端末の導入を開始、順次拡大。また、オンラインでの週 7 日 24 時間行政サービスを推進する。

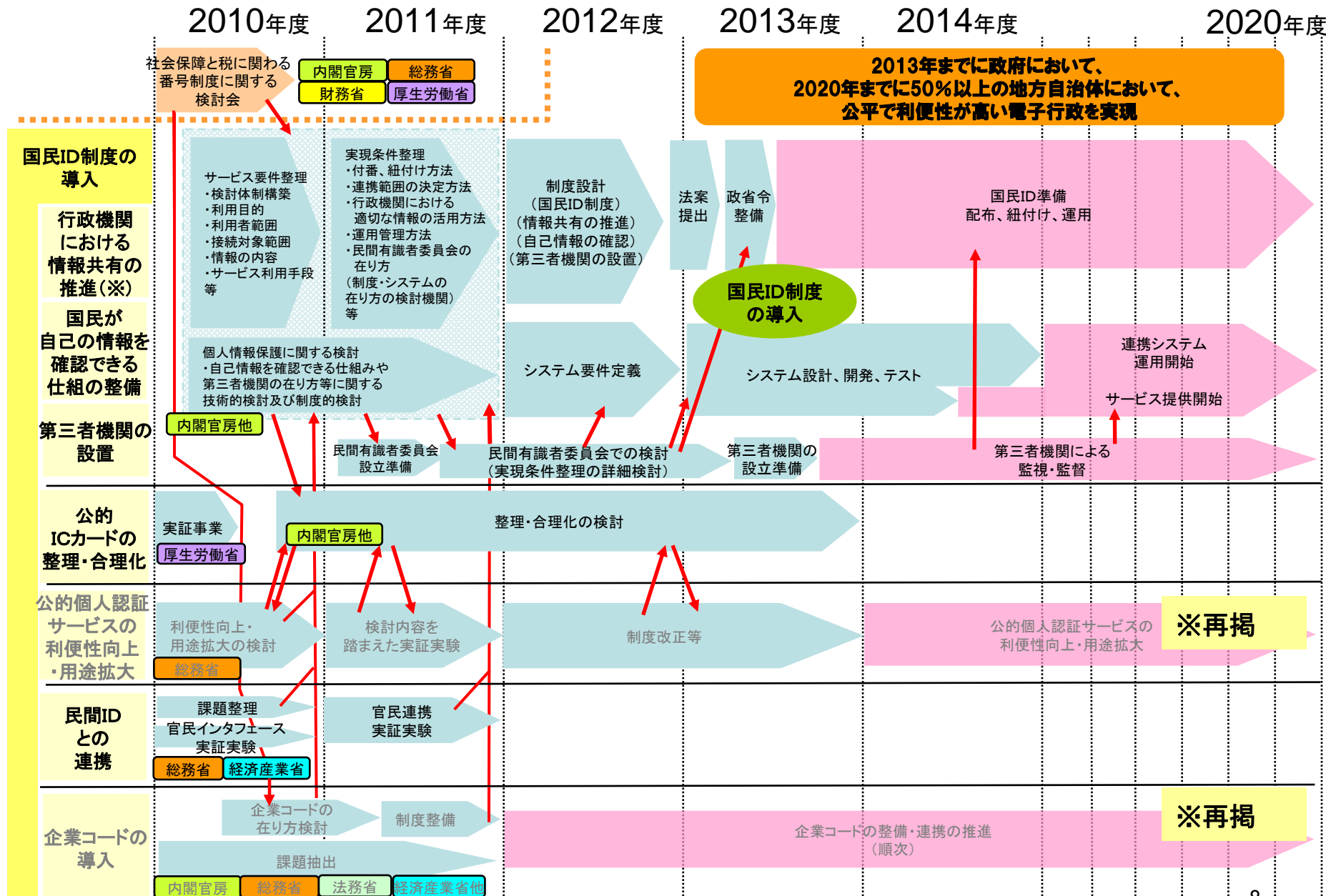
内閣官房：総務省、法務省、経済産業省等の協力を得て、以下の取組を実施

- ・行政キオスク端末のサービス拡充等に係る施策の推進
- ・週 7 日 24 時間オンラインサービスの推進

総務省：

- ・コンビニにおける証明書交付サービスの普及推進
- ・公的個人認証サービスの制度改正等

国民ID制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備 工程表



1. (1) iv)

国民 ID 制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備

短期 (2010 年、2011 年)

- 国民 ID 制度の検討体制を構築し、サービスの利用目的、利用者の範囲、接続対象範囲、情報の内容、利用手段等を明確化する。
- 民間 ID 利活用を実現する官と民との間のインターフェース実証実験を踏まえた行政情報システムとの連携可能性を検討する。
- 国民 ID 制度における付番方法等の実現条件を整理するとともに、国民 ID 制度の在り方を検討する機関を明確化する。
- 個人情報保護に関して自己情報を確認できる仕組み等を検討するとともに、監視等を行う第三者機関の在り方を明確化する。

厚生労働省：実証事業を踏まえ、公的 IC カードの要件等の課題を整理

総務省：行政業務システムと民間事業者との連携に係る実証実験、制度的課題等の整理

経済産業省：官民連携した行政サービスモデルシステムの構築、運用

文部科学省：研究者の業績や略歴等を繰り返し審査に活用できるよう、次期 e-Rad の設計・開発を実施

内閣官房、関係府省：タスクフォースを立ち上げ、国民 ID 制度に関するサービス要件、実現条件の整理

中期 (2012 年、2013 年)

- 国民 ID 制度や第三者機関の設置等に関する制度設計、関連法令の整備を行う。
- 公的 IC カードの整理・合理化を検討する。
- 国民 ID 制度に関するシステム要件の整理を行うとともに、システム設計、構築に着手し、第三者機関の設立準備を開始する。

内閣官房、関係府省：国民 ID 制度の制度設計やシステム設計に着手、第三者機関の設立準備を開始、公的 IC カードの整理・合理化に向けての検討を実施

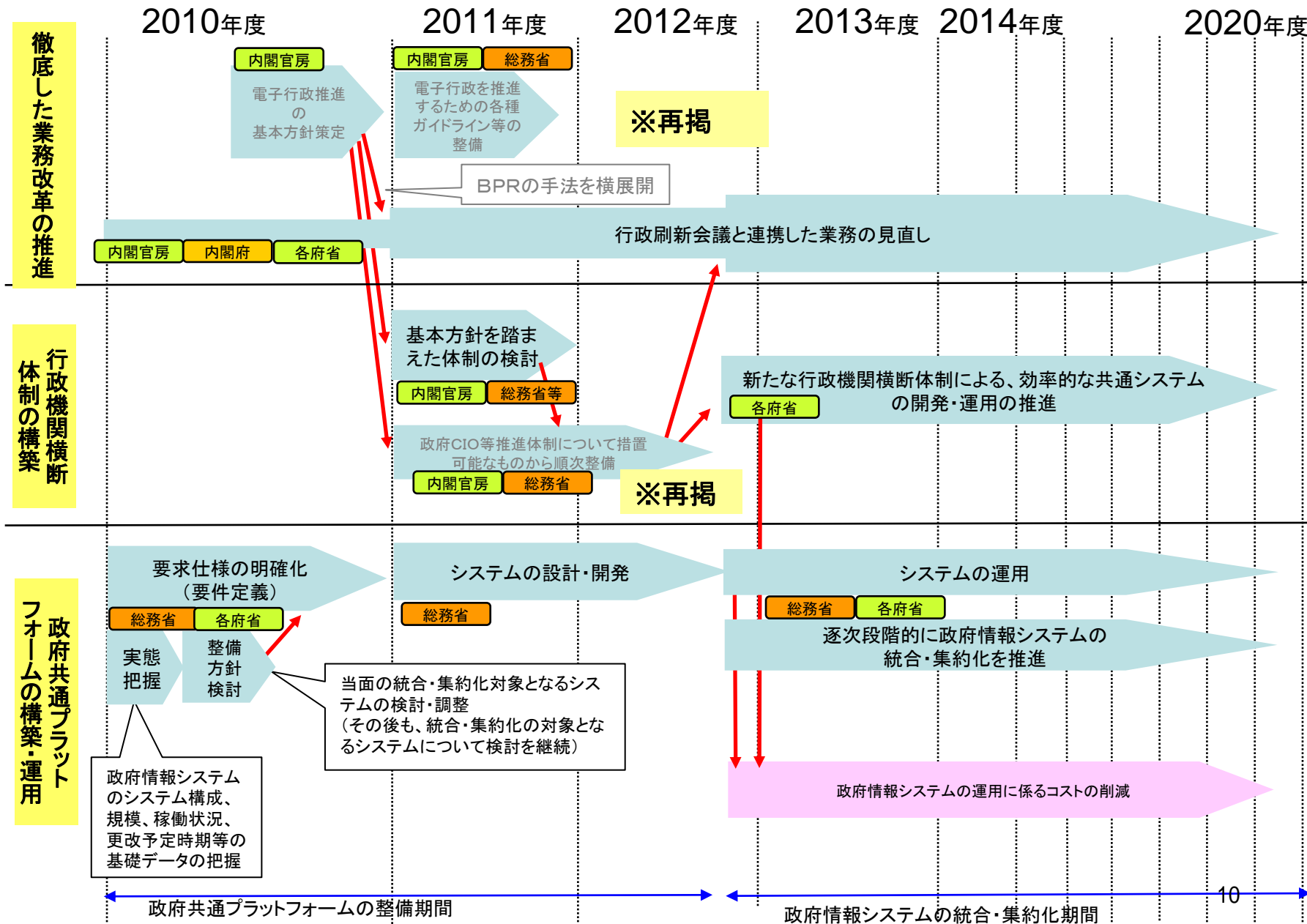
文部科学省：次期 e-Rad 運用開始

長期 (2014 年～2020 年)

- 国民 ID 制度のサービス提供を開始する。
- 2020 年までに、50%以上の自治体において、条例改正を実施し、公平で利便性が高い電子行政を実現する。

内閣官房、関係府省：国民 ID 制度運用開始

政府の情報システムの統合・集約化 工程表



1. (1) v)

政府の情報システムの統合・集約化

短期 (2010 年、2011 年)

○業務の見直しを推進する。

内閣官房、内閣府：総務省の協力を得ながら、行政刷新会議と連携して業務の見直しを推進

各府省：徹底した業務の見直しを実施

○電子行政推進の基本方針を踏まえ、行政機関横断体制の方向性について検討する。

内閣官房、総務省等：2011 年度中に行政機関横断体制の方向性の検討

○情報システムの実態調査を踏まえた整備方針の検討・調整により要求仕様を明確化し、システムの設計・開発を実施する。また、政府共通プラットフォームへの移行を検討する。

総務省：2010 年度中に政府の保有する情報システムの実態調査（システム構成、規模、稼働状況（トランザクション数）、更新予定時期等）、統合・集約化対象となるシステムの検討・調整を行い、政府共通プラットフォームの要求仕様を明確化し、2011 年度からシステムの設計・開発

各府省：政府共通プラットフォームへの移行を検討

中期 (2012 年、2013 年)

○業務の見直しを推進する。

内閣官房、内閣府：総務省の協力を得ながら、BPRの手法を横展開しつつ、行政刷新会議と連携して業務の見直しを推進

各府省：引き続き、業務の見直しを実施

○新たな行政横断体制による共通システムの開発・運用を推進する。

各府省：政府CIO等新たな推進体制の下で、効率的・効果的な共通システムの開発・運用の推進

○政府共通プラットフォームの開発・運用を行うとともに、段階的な統合・集約化を推進する。

総務省：2012 年度中に政府共通プラットフォームの運用を開始、段階的に統合・集約化

各府省：政府共通プラットフォームへの移行を検討、実施

長期（2014年～2020年）

○業務の見直しを推進する。

内閣官房、内閣府：引き続き、総務省の協力を得ながら、BPRの手法を横展開しつつ、行政刷新会議と連携して業務の見直しを推進

各府省：引き続き、業務の見直しを実施

○行政横断体制による共通システムの開発・運用を推進する。

各府省：引き続き、行政機関横断体制による効率的・効果的な共通システムの開発・運用の推進

○政府共通プラットフォームの運用を行うとともに、段階的な統合・集約化を推進する。

総務省：引き続き、政府共通プラットフォームへの統合・集約化

各府省：引き続き、政府共通プラットフォームへの移行を検討、実施

全国共通の電子行政サービスの実現 工程表

全国共通の電子行政サービスの実現

2010年度 2011年度 2012年度 2013年度 2014年度 2020年度

サービス拡大のためのロードマップ

2020年までにワンストップでのサービスを実現

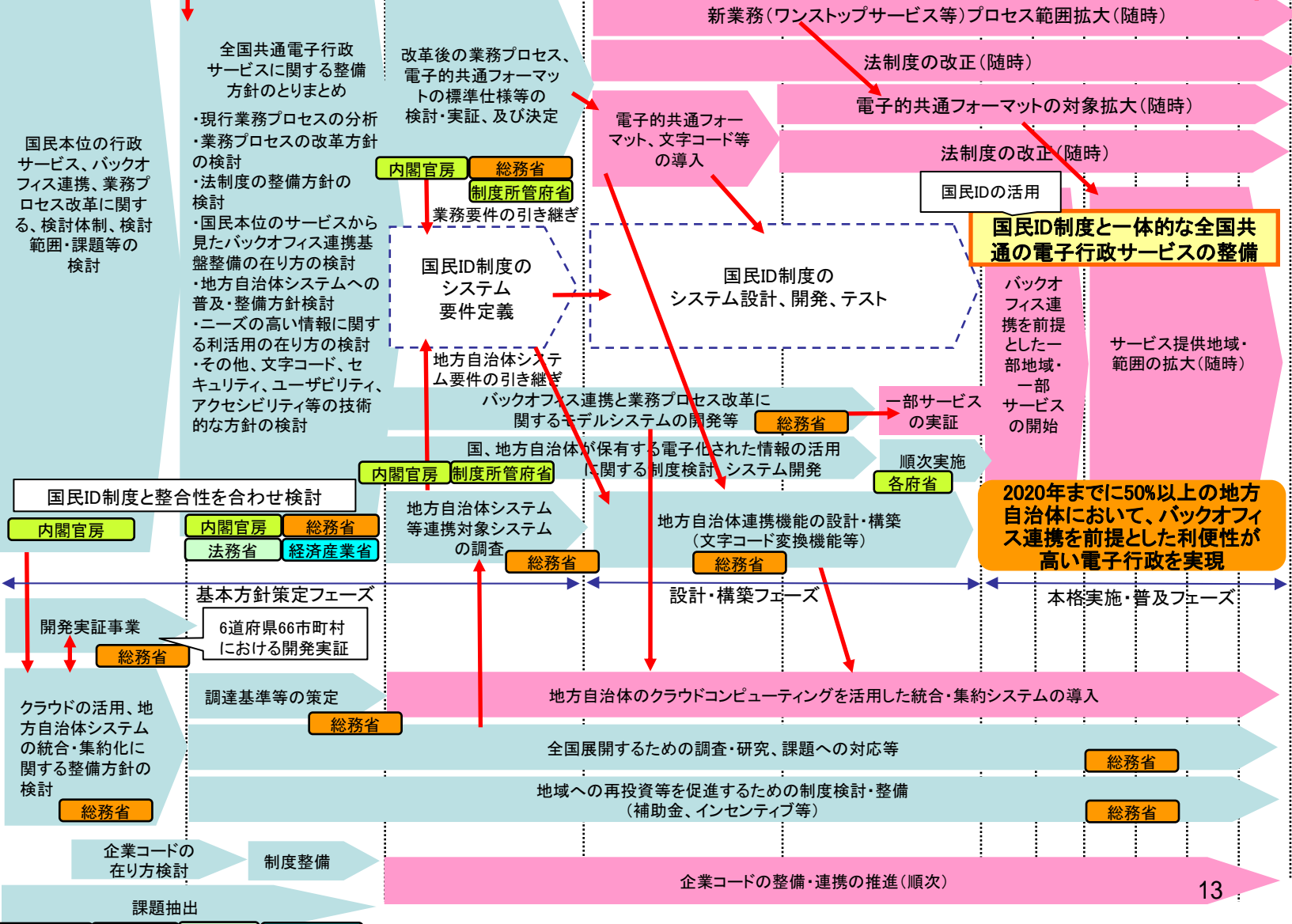
業務プロセス改革

電子的フォーマットの共通化

バックオフィス連携の推進(※)

地方自治体システムのクラウドコンピューティングを活用した統合・集約化

企業コードの導入



※ 国・地方自治体が既に電子化している情報の活用方策及びバックオフィス連携の先行実施に関する検討も含む。

1. (1) vi)

全国共通の電子行政サービスの実現

短期 (2010 年、2011 年)

- 地方自治体における電子行政サービスに関する整備方針のとりまとめを実施する。
内閣官房：
 - ・ 2010 年度中に、地方自治体における電子的フォーマットの共通化、バックオフィス連携、業務プロセス改革等を推進する検討体制・業務範囲の検討、制度面・技術面における課題整理内閣官房、総務省、法務省、経済産業省：
 - ・ 2011 年度中に、地方自治体における電子行政サービスに関する整備方針をとりまとめ（地方自治体等のニーズの高い、国等の保有する情報の利活用に関する検討も含む）
- クラウドコンピューティング技術を活用した地方自治体における情報システムの統合・集約化を推進するため、仕様の標準化の方針や地方自治体への支援内容などの整備方針、調達基準を策定する。
総務省：
 - ・ 2010 年度中に、クラウドコンピューティング技術を活用した地方自治体における情報システム統合・集約化の整備方針を策定
 - ・ 2011 年度中に、クラウドコンピューティング技術を活用した情報システムの調達基準等を策定
 - ・ 2011 年度より、全国展開するための調査・研究、課題への対応を実施
 - ・ 2011 年度より、地域への再投資等を促進するための制度検討・整備を推進
- 企業コードに関して、付番方法や番号管理方法などの企業コードの在り方について検討を行い、必要に応じた法制度を整備する。
内閣官房、総務省、法務省、経済産業省他：
 - ・ 2010 年度より、企業コードの在り方についての検討を実施、2011 年度中に必要に応じた法制度を整備
 - ・ 2011 年度までに、企業コード導入に向けた課題を抽出
- 国、地方自治体が保有する電子化された情報の活用方策及びバックオフィス連携の先行実施に関する検討を行う。
内閣官房、総務省、法務省、経済産業省：
 - ・ 2011 年度までに、ニーズの高い情報に関する利活用の在り方について検討

中期 (2012 年、2013 年)

- 改革後の業務プロセスや、電子的共通フォーマットの標準仕様の検討・実証及び決定を実施する。さらに、必要に応じた法制度の改定を行い、電子的共通フォーマッ

ト、文字コード等の導入を推進する。

内閣官房、総務省、制度所管府省：

- ・ 2012 年度中に、改革後の業務プロセスの検討・実証を行い、業務要件を明確化し、国民 ID 制度のシステム要件定義へ反映
- ・ 2012 年度中に、電子的共通フォーマットの標準仕様の検討・実証及び決定
- ・ 2012 年度中に、地方自治体システム等連携対象システムの調査を行い、地方自治体システム要件を明確化し、国民 ID 制度のシステム要件定義へ反映
- ・ 2013 年度より、必要に応じた法制度の改定を行い、電子的共通フォーマット、文字コード等の導入を推進

総務省：

- ・ 2012 年度より、地方自治体間等におけるバックオフィス連携と業務プロセス改革を実現するためのモデルシステムを開発、2014 年度に実サービスにて実証
- ・ 2013 年度より、地方自治体連携機能（文字コード変換機能等）の設計・構築を実施

- クラウドコンピューティング技術を活用した地方自治体における情報システムの統合・集約化を推進するため、引き続き導入・活用の支援を実施する。

総務省：

- ・ 引き続き、全国展開するための調査・研究、課題への対応を実施
- ・ 引き続き、地域への再投資等を促進するための制度検討・整備を推進

- 国、地方自治体が保有する電子化された情報の活用について、制度検討、システム開発を推進する。

内閣官房、制度所管府省：

- ・ 2011 年度までの検討結果を踏まえ、情報の具体的な活用方策及びバックオフィス連携に関する制度検討、システム開発を推進

長期（2014 年～2020 年）

- 国、地方自治体が保有する電子化された情報の活用を順次実施する。

各府省：

- ・ 可能なものより順次実施

- 2015 年度よりバックオフィス連携を前提とした一部地域・一部サービスを開始する。随時、必要な法制度の改正を行いながら、サービス提供地域・範囲を拡大する。

総務省：

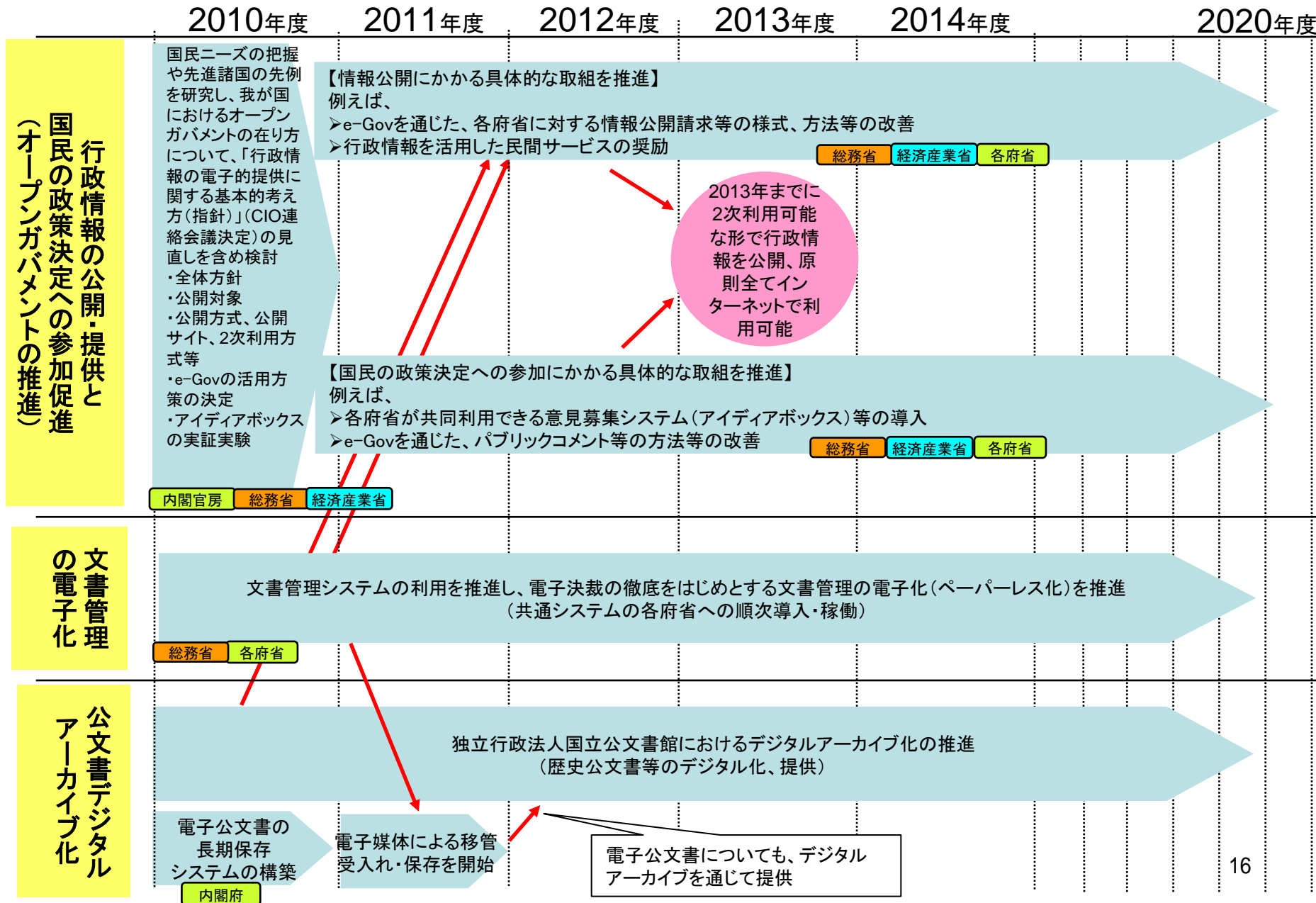
- ・ 継続して地方自治体連携機能（文字コード変換機能等）の設計・構築

- クラウドコンピューティング技術を活用した地方自治体における情報システムの統合・集約化を推進するため、引き続き導入・活用の支援を実施する。

総務省：

- ・ 引き続き、全国展開するための調査・研究、課題への対応を実施
- ・ 引き続き、地域への再投資等を促進するための制度検討・整備を推進

行政情報の公開、提供と国民の政策決定への参加等の推進 工程表



1. (2) i)

行政情報の公開、提供と国民の政策決定への参加等の推進

短期 (2010年、2011年)

○我が国のオープンガバメントを確立するため、その在り方の検討を行い、必要な対応を行う。

内閣官房：総務省の協力を得つつ、オープンガバメントの在り方の検討

経済産業省：オープンガバメントの実証実験システム（アイデアボックス等）を構築し検証

○情報公開推進の前提となる文書管理の電子化（ペーパーレス化）を推進する。

総務省：文書管理システム（府省共通システム）の利用の推進

各府省：共通システムの順次導入、電子決裁率の向上

○公文書等のデジタルアーカイブ化を推進する。

内閣府：デジタルアーカイブ化の推進、電子媒体による公文書の受入れ、保存開始

各府省：文書管理の電子化の推進、国立公文書館への電子公文書の移管開始

中期 (2012年、2013年)

○検討結果を踏まえ、行政情報の公開・提供、国民の政策決定への参加の推進等に係る具体的な施策の推進を行う。

内閣府：デジタルアーカイブ化の推進、電子媒体による公文書の受入れ、提供

総務省：文書管理システムの利用の推進

各府省：行政情報の公開・提供、国民の政策決定への参加の推進、文書管理の電子化（ペーパーレス化）の推進

長期 (2014年～2020年)

○引き続き、行政情報の公開・提供、国民の政策決定への参加の推進等に係る具体的な施策の推進を行う。

内閣府：デジタルアーカイブ化の推進、電子媒体による公文書の受入れ、提供

総務省：文書管理システムの利用の推進

各府省：行政情報の公開・提供、国民の政策決定への参加の推進、文書管理の電子化（ペーパーレス化）の推進

行政機関が保有する情報の活用 工程表

2010年度

2011年度

2012年度

2013年度

2014年度

2020年度

国民がオープン
ガバメントを実感

行政機関が
保有する情報の
活用推進

保有情報の洗い出し

内閣官房

活用策の検討

内閣官房

関係府省

行政機関が保有する情報の活用

地理空間情報の
活用推進

個人情報等の
取扱指針の検討

内閣官房

国土交通省

知的財産権の取扱いに
関する検討

内閣官房

国土交通省

個人情報の取扱い、
二次利用促進に
関するガイドライン
の策定

内閣官房

国土交通省

適宜ガイドライ
ンの見直し

内閣官房

国土交通省

地理空間情報の活用推進
(個人情報等を配慮した新サービス等の創出)

統計調査票情報の
二次的利用

制度の見直しの検討

総務省

法令改正等

総務省

二次的利用対象統計調査の拡大

関係府省

提供サービスの拡大

技術の活用

匿名化技術の
開発等

匿名化技術・方式の開発・改良・普及・展開

経済産業省

個人情報匿名化・集約化・利活用する際の業界自主ガイドラインの策定・普及

経済産業省

1. (2) ii)

行政機関が保有する情報の活用

短期 (2010 年、2011 年)

行政が保有する情報を洗い出し、活用策を検討する。情報の活用に必要な制度整備、課題の解決、技術開発等を行う。

内閣官房：行政の保有する情報の洗出、活用策検討。国民 I D と関連があり個人情報保護への配慮が必要な情報については、国民 I D 制度と併せて検討

内閣官房・国交省：地理空間情報活用にあたっての個人情報の取扱い・知的財産権の取扱いに関する検討、ガイドラインの策定

総務省：統計調査票情報活用にあたっての統計調査票情報活用制度の見直し

経産省：匿名化技術・方式の開発、業界自主ガイドラインの策定・普及

中期 (2012 年、2013 年)

情報の活用を進め、匿名化技術を活用しつつ提供サービスの拡大を図る。

内閣官房・国交省：地理空間情報の活用推進

総務省：統計調査票情報活用制度の見直し（継続）、必要な法令改正等

経産省：匿名化技術・方式の開発（継続）、業界自主ガイドラインの策定・普及